

### 3 認定液化石油ガス販売事業者関係

#### (1) 液化石油ガス販売事業者認定申請

登録をした液化石油ガス販売事業者は、保安確保機器の設置及び管理の方法について登録した知事等の認定を受けることにより、①業務主任者の選任基準の緩和、②供給設備点検及び消費設備調査の周期の緩和、③緊急時対応の緩和（原則30分→40分）といった特例措置が受けられます。（法第35条の6）

この認定を受けようとするときは、次により都道府県知事に申請することが必要です。

#### <認定の基準>

- ① 次の機器を告示で定める方法によって設置していること。
  - ア 一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有する機器であって告示で定めるもの
  - イ アの機器によりガス供給を停止したことその他一般消費者等の保安に係る情報（以下「特定保安情報」という。）を電話回線等により自動的に伝達する機器
  - ウ イの機器から伝達された特定保安情報を直ちに示す機器であって、アの機器によりガスの供給を停止することができるもの
  - エ ガス漏れ警報器（設置を義務付けられている施設に限る。）、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、調整器、液化石油ガス用継手金具付高圧ホースであって告示で定める基準に適合するもの
- ② 販売契約を締結している一般消費者等のうち、①の方法に基づき安全確保機器が設置されている一般消費者等（以下「認定対象消費者」という。）の割合が告示で定める割合以上であること。
- ③ ①ウの機器を設置している者は常時当該機器を監視する者を配置することにより、特定保安情報を監視していること。
- ④ 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される①ア及び①エの保安確保機器には告示で定めるものが設置されていること。
- ⑤ 告示に定める事項を記載した運営管理規程を定め、これにより管理を行うこと。
- ⑥ 保安確保機器を設置する場合は、保安確保機器に係る供給設備の技術上の基準、消費設備の技術上の基準、特定供給設備の技術上の基準に適合すること。

#### <申請書及び添付書類>

- ①液化石油ガス販売事業者認定申請書（様式第26）
- ②運営管理規程
- ③その他認定基準に適合することを説明する書類
  - ア 販売所ごとの一般消費者の数及び認定対象消費者の数
  - イ 登録番号、販売所の名称及び所在地
  - ウ 保安確保機器の設置状況（販売所ごとに、機器のメーカー、型式、有効期限を含む。）
  - エ 保安業務に係る委託契約書（保安業務を委託している場合）
  - オ 事業所概要（事業所パンフレット等）

カ 集中監視の体制（通報体制フロー，電話対応等）

キ 保安確保機器のカタログ

#### <注意事項>

①特定保安情報とは，継続使用時間超過情報，合計流量遮断情報，増加流量遮断情報，ガス漏れ警報連動遮断情報，低圧部微小漏えい警告情報，圧力監視異常情報，感震遮断情報であり，集中監視センターからの遮断に関する情報もこれに含まれます。

②認定対象消費者の割合は，70パーセントです。

③「常時当該機器を監視する者」は，機器のオペレーターであり，機器の情報が適切に連絡されているか，運転異常がないかを監視し，また特定保安情報を販売店等に連絡するための要員です。

なお，当該機器を設置する者が，入手した特定保安情報に基づき一般消費者等に保安上の指示，助言を行う場合には，保安業務を行うことに該当しますので，保安機関として「緊急時連絡」の保安業務区分の認定を受ける必要があります。

④認定対象消費者の保安確保機器で告示

で定めるものは次のとおりです。

ア ガスメーターにあっては，計量法に基づき検定証印に表示される検定の満了の年月を経過しないもの

イ 次の機器は，製造年月からそれぞれ右欄に掲げる期間を経過していないもの

保 安 確 保 機 器	期 間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	5 年
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類）	10 年
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅱ類）	7 年
調整器（Ⅰ類）	10 年
調整器（Ⅱ類）	7 年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類）	10 年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅱ類）	7 年

⑤運営管理規程に定めるべき事項は次のとおりです。

1. 保安確保機器のうち，ガスメーター，ガス漏れ警報器，液化石油ガス用継手金具付低圧ホース，調整器，液化石油ガス用継手金具付高圧ホースの種類，並びに特定保安情報を直ちに示す機器であって，ガスメーターによりガスの供給を停止することができるものの設置場所
2. 特定保安情報の種類
3. 監視する者の業務内容，配置場所及びその体制
4. ④による保安確保機器の設置の計画

(2) 認定液化石油ガス販売事業者状況報告

認定を受けた液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内にその事業年度末における販売所ごとの一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を報告しなければなりません。(法第35条の7) この報告をしない場合は、認定を取り消されることもあります。

<報告書>

認定液化石油ガス販売事業者状況報告書(様式第27)